ボランティアの受入について

1. 介護支援ボランティアとは

高齢者が高齢者施設などでボランティア活動を行った場合に、介護保険料や福祉関係基金への寄附などに充てることができるポイントを付与し、介護予防の促進や社会活動参加などを支援する制度で、平成25年7月から開始しました。

2. ボランティア活動について

(1) ボランティア登録者

65歳以上の市民(介護保険の第1号被保険者)で、市が実施するボランティア研修を 受講した後、本制度に登録した方。登録者には、ボランティア手帳を交付します。

- (2) ボランティア活動保険について ボランティア登録者は、自動的に加入し保険料は市が負担します。
- (3) 対象となるボランティア活動の範囲

利用者が利用する場所での活動や利用者に対する活動が対象となります。

【 本事業の指定対象外となるボランティアの例 】

- ア 交通費、昼食代、その他活動に必要な実費相当の額を超える対価を支払う場合
- イ 受入機関の利用者が使用しない場所の清掃、洗車等
- ウ もっぱらボランティア自身の親族等に対する活動
- エ 受入機関の主催事業ではないものに対する活動(受入機関を利用し活動する他の団体への 支援等)

3. 受入機関で対応が必要なことについて

(1) ボランティアの受入れ

ボランティア登録者は、市で作成している受入機関一覧表を確認し、直接、受入機関へ電話 連絡等を行います。

その際に、受入機関は指定申請時に記載した担当職員が窓口となり、調整等を行います。 実際のボランティアの受入にあたっては、その可否はもちろん、施設見学や事前面接等の実施についても、受入機関の判断で決定することとなります。

なお、受入機関の指定を受けた後でも、介護サービスの提供に支障が生じると判断される場合などは、ボランティアの受け入れを制限することができます。

(2) ポイント付与(手帳へスタンプを押す)

受入機関の職員は、登録ボランティアの活動後、提示されたボランティア手帳の該当ページ

に、活動時間に応じたスタンプを押下し、活動日を記入することでポイントを付与します。 なお、活動時間とは、登録ボランティアが受入機関に入った時から、活動終了後、ボランティ ア手帳を提示した時までとします(食事の時間等は除く)。

また、ポイントは、活動当日のみ付与するものとし、登録ボランティアが、活動日にボランティア手帳を持参せず提示できないときは、ポイントを付与しない取扱いとします。ただし、受入機関が、活動日時を確実に把握できている場合に限り、後日、登録ボランティアが来訪した際にポイントを付与することが可能です。

※ポイントについて

受入機関職員がボランティア実施状況を確認し、事前に交付した手帳に確認のスタンプを押す。

活動時間30分~2時間 スタンプ1個

活動時間2時間以上 スタンプ2個(1日の上限)

ポイントの評価…スタンプ1個を1ポイント(100円)に換算します。

◆スタンプの押し方は別紙「スタンプ押印要領」をご覧ください◆